

随意契約理由書

神戸市

件 名	令和4年度 西神・山手線および北神線 電車重要部検査 (ATC/ATO 装置等の検査)
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社
根 拠 法 令	地方公営企業法 施行令 第21条の14第1項2号に該当

随意契約の理由

電車は省令により定期検査を行う必要がある。その期間は告示で、重要部検査は4年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は8年毎となっている。

検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。

本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配が必要不可欠である。

これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時にATC/ATO装置・車両情報制御装置・SIV装置・TVS装置・主幹制御器製作を担当した三菱電機株式会社以外にはないが、同社は平成20年度より上記業者に電車保守業務を移管しており、現在今回の業務を実施できるのは上記業者だけである。

担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係 (電話番号 078-791-6582)
------	--